

平成 23 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ソディックプラスチック
代表者名 代表取締役社長 藤川 操
(J A S D A Q ・ コード 6 4 0 1)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 河本 朋英
電 話 0 4 5 - 9 4 8 - 1 4 0 5

支配株主である株式会社ソディックによる当社普通株式に対する
公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成23年11月9日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ソディック（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社化することを企図していること、及び、当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社ソディック
(2) 所在地	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤原 克英
(4) 事業内容	工作機械事業（放電加工機ならびにマシニングセンタ等の開発・製造・販売）、産業機械事業（プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売）、精密金型・精密成形品事業（プラスチック成形品等の開発・製造・販売）、麵製造プラント、食品機械事業（製麵機などの食品加工機械の開発・製造・販売）、要素技術事業（リニアモータ応用製品、金型生産統合システム、セラミックス製品及びその制御機器などの開発・製造・販売）、その他（放電加工機のリースや印刷物の制作など）
(5) 資本金	20,775百万円
(6) 設立年月日	昭和51年8月3日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ソディック 7.33%

(平成23年3月31日 現在)	古川 利彦	2.23%
	有限会社テイ・エフ	2.15%
	大村 日出雄	1.92%
	ソディック共栄持株会	1.78%
	株式会社三井住友銀行	1.59%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.43%
	鈴木 正昭	1.35%
	株式会社北陸銀行	1.31%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.18%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、当社の普通株式20,444,000株（発行済株式総数の64.37%）を保有しております。	
人的関係	当社の取締役相談役である古川利彦氏、代表取締役会長鈴木正昭氏、監査役保坂昭夫氏が、公開買付者の取締役を兼務しております。	
取引関係	公開買付者は当社へ射出成形機、食品機械用部材の供給および放電加工機の販売をしております。一方、当社から公開買付者へは放電加工機用部材およびリニアモータの販売をしております。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年11月9日開催の当社取締役会において、公開買付者による本公開買付けに関して、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に基づき賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①本公開買付の概要

公開買付者は、本日現在、当社の普通株式20,444,000株（当社が平成23年8月12日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成23年8月12日現在の発行済株式総数(31,758,000株)に対する所有株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入。）：64.37%）を所有しており、当社を連結子会社としておりますが、今般、当社の完全子会社化を目的として、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している当社株式及び当社の自己株式を除きます。）を公開買付け（以

下「本公開買付け」といいます。)によって取得することを決定したとのことです。公開買付者は、当社を完全子会社化する方針であるため、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て(但し、公開買付者が既に所有している当社株式及び当社の自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(詳細は下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)を行うことを予定しているとのことです。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定されておりません。

②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

ソディックグループ(公開買付者及び連結子会社)は、公開買付者及び連結子会社28社(当社を含みます。)で構成されており、放電加工機・マシニングセンタ(多機能切削加工工作機械)等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、プラスチック成形品等の開発・製造・販売を行う精密金型・精密成形品事業、麺製造プラント・製麺機等の食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、リニアモータ応用製品・金型生産統合システム・セラミックス製品及びその制御機器等の開発・製造・販売を行う要素技術事業、放電加工機のリースや印刷物の制作等のその他の事業で構成されており、これらの事業が有機的に結合・共生して事業の発展に寄与しております。

現在、ソディックグループは、「未来を創る」を事業コンセプトとして、CAD/CAMシステムによる製品の設計から、放電加工機・ハイスピードミーリングセンタ(リニアモータ駆動超精密小型マシニングセンタ)による金型や部品の加工、射出成形機やプレスセンタによる成形品にいたるまで、先進的な技術でお客様の「ものづくり」に関するあらゆる工程をサポートしております。このように、「ものづくり」をトータルでサポートすることで、各工程における最新情報やノウハウを蓄積でき、お客様の「ものづくり」における技術課題に対して、つねに最適なソリューション(解決策)をご提供できる体制を構築しております。

当社は、精密射出成形機の開発・製造・販売を行う射出成形機事業を中心に、リニアモータやモーションコントローラ等のコアテクノロジーの開発・製造・販売を行うモーション関連事業、麺製造プラントやトレーサビリティシステム等食品環境応用機械の開発・製造・販売を行う食品機械関連事業を展開する公開買付者の連結子会社であり、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所(現在の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場、以下「JASDAQ」といいます。)への上場を果たし、従来の技術の枠にとらわれることなく、精密射出成形機とはいかにあるべきかを追求し、他社にはない独自の技術を確立して、お客様のご要望に応えることで、ソディックグループの中核的な企業として、公開買付者と協力関係を保ちながら、独自の経営戦略に基づき企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今の当社を含むソディックグループを取り巻く経営環境は、円高の進行や世界経済の先行き不透明感の増大、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しており、この変化に対応するためには、ソディックグループ全体での経営戦略の策定と遂行、ソディックグループ内の経営資源の選択と集中等の諸施策を迅速に行うことによりソディックグループの競争力を維持・強化する必要があります。また、当社の主力事業である射出成形機事業においては、新興国市場の急成長と国内のお客様の海外シフトにより、市場のグ

ローバル化が進展しており、それに伴い地域ごとのニーズに応じた新たな製品の提供や新規の販売網の構築の必要性が生じております。

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、公開買付者と当社は、平成 23 年 9 月頃から、上記の各課題を克服し、当社の持続的な企業価値の向上及び将来のソディックグループの成長をより確かなものにするための諸施策について、協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者と当社は、公開買付者が当社を完全子会社化し、両社の連携をより一層強化することにより、(i) 当社においては、下記①乃至③記載の製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を図ることができるほか、公開買付者と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(ii) 公開買付者においても、当社が有するモーション関連事業のリニアモータや I P Mモータに関する技術・ノウハウを公開買付者の放電加工機やマシニングセンタ等の工作機械に柔軟に融合させることが可能となり、その結果、各種工作機械の開発を大きく加速させることが期待でき、(iii) さらには、両社にとって、ソディックグループ各社（当社を除く）と当社の研究開発に関する人材や設備などのリソースを、より戦略的に配分することにより、新製品の開発コストの低減や生産性の向上を図ることが可能となる等、当社を含むソディックグループ内の経営資源の最適化を図ることができる等のシナジーがあるとの共通認識に至り、最終的には、平成 23 年 11 月 9 日、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付けを通じて公開買付者が当社を完全子会社化することが最善の方策であるという結論に至りました。

- ① 製造分野においては、当社は現在、射出成形機、食品機械を主に国内において製造しておりますが、公開買付者の放電加工機の製造工場である海外工場を有効活用することにより、製造コストの低減や、成長市場に近いメリットを活かして、市場ニーズに合った製品をすばやく提供することが可能になります。
- ② 販売分野においては、当社は、アジア圏を中心に海外でも販売網を展開しつつも、日本国内を主な市場としておりますが、公開買付者のもつ米国、欧州、アジア圏における広範な販売網の利用、また、公開買付者が放電加工機関連事業で長年に渡り培ってきたブランド力や信用力を活用した総合的な事業展開が可能になります。
- ③ 研究開発分野においては、当社は、公開買付者が強みとする形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機、ナノ放電加工機など各種放電加工機の開発で培った基礎技術を当社製品により柔軟に融合させることが可能となります。また、ソディックグループにおける重複分野の研究回避や予算配分の効率化によってコストの低減も期待できます。

当社は、世界経済の先行きの不透明感が増し、当社の主力事業である射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、公開買付者の完全子会社となることによって、公開買付者の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とする本公開買付け、株式交換等の一連の取引（以下「本取引」といいます。）は、当社の発展に寄与するものであり、当社内部（役員、従業員）だけでなく当社のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、当社の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論

に至りました。また、当社は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものではなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上から、当社は、平成 23 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

公開買付者及び当社は、公開買付者による当社の完全子会社化により、当社を含めたソディックグループとして、更なる企業価値の向上を図り、世界中の「ものづくり」に貢献していく所存です。公開買付者は、公開買付者による当社の完全子会社化後も、当社を含めたソディックグループ内における経営資源の最適化及びそれによるソディックグループ全体の企業価値の最大化を目指し、完全親会社として、当社とのコミュニケーションを一層深め、その時々における最善の施策を検討・実施していくとのことです。なお、本公開買付け後の当社経営陣の処遇も含めた詳細な施策については未定ですが、グループとして一体性のある事業戦略を展開していきたいと考えているとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本日現在において当社が公開買付者の連結子会社であること等を勘案し、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

①公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、山田 F A S 株式会社（以下「山田 F A S」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 11 月 8 日に株式価値算定書を取得したとのことです。公開買付者は、山田 F A S から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

山田 F A S は、当社株式の市場株価の動向、当社の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

(i) 市場株価平均法

平成 23 年 11 月 8 日を基準日として、J A S D A Q における当社株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値、過去 3 ヶ月単純平均値、過去 6 ヶ月単純平均値（それぞれ、141 円、152 円、174 円。小

数点以下を四捨五入。)をもとに、1株当たりの株式価値を141円から174円と算定しているとのことです。

(ii) 類似会社比較法

当社と事業内容等が類似する上場会社(以下「類似会社」といいます。)を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を158円から192円と算定しているとのことです

(iii) DCF法

当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び当社より提出を受けた情報等をもとに当社の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を185円から224円と算定しているとのことです。

公開買付者は、山田FASの算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格を1株当たり210円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり210円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQにおける当社の普通株式の終値133円に対して57.89%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成23年10月11日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける当社の普通株式の終値の単純平均値141円(小数点以下を四捨五入)に対して48.94%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年8月9日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける当社の普通株式の終値の単純平均値152円(小数点以下を四捨五入)に対して38.16%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年5月9日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける当社の普通株式の終値の単純平均値174円(小数点以下を四捨五入)に対して20.69%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

②当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング(以下「コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングからは平成23年11月7日付で、当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得いたしました。当社がコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから取得した株式価値算定書では、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて分析しており、市場株価平均法では、算定基準日は平成23年11月7日とし、算定基準日までのJASDAQにおける平均株価(終値単純平均)を採用し、直近6ヶ月間(直近6ヶ月平均値174円)、3ヶ月間(直近3ヶ月平均値152円)、1ヶ月間(直近1ヶ月平均値141円)、5取引日(直近5取引日平均値141円)を元に算出し、141円から

174 円のレンジ、類似会社比較法では、当社と業種・規模等が類似する上場会社の株価をモデルに見立てて、利益・純資産等の項目で比較することを通じて算出し、101 円から 129 円のレンジ、DCF 法では、当社の事業計画に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算出し、166 円から 251 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されております。なお、当社は、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガルアドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成 23 年 10 月 7 日、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない者であつて、当社の独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本公開買付けを含む本取引に係る当社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成 23 年 11 月 9 日付で、同氏より、本公開買付けを含む本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続は公正であり、取得する当社株式に対する対価も公正であると認められ、かつ当社の企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする当社取締役会宛の意見書を取得しました。

⑤利害関係のない取締役及び監査役による承認

当社取締役のうち、公開買付者の取締役を兼任している古川利彦、鈴木正昭氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 23 年 11 月 9 日開催の取締役会を含む全ての審議及び決議に参加しておらず、また、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、監査役のうち、公開買付者の取締役を兼任している保坂昭夫氏は、同様の観点から、当該取締役会には参加しておりません。

上記取締役会では、公開買付者取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除く当社取締役全員が出席し、当該出席した当社取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしました。また、公開買付者取締役を兼任する保坂昭夫氏を除く当社監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも当社取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べております。

当社は、世界経済の先行きの不透明感が増し、当社の主力事業である射出成形機事業の業界全体

を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、公開買付者の完全子会社となることによって、公開買付者の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、本公開買付けを含む本取引は、当社の発展に寄与するものであり、当社内部（役員、従業員）だけでなく当社のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、当社の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至りました。また、当社は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しております。

⑥買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付け以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しているとのことです。

さらに、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有している当社の株式及び当社の自己株式を除きます。以下、本「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じとします。）の取得を目指した本公開買付けを実施することを予定しているとのことです。本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得し、平成24年3月を目処に当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているとのことです。本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主が所有する当社株式の対価として公開買付者株式を割当て交付することを予定しており、公開買付者株式1株以上を割り当てられた当社の株主は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換として、公開買付者における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める

略式株式交換として、当社における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、公開買付者と当社がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社が協議のうえで決定しますが、本株式交換により当社の株主が交付を受ける対価（公開買付者株式。但し、交付されるべき公開買付者株式の数に1株未満の端数がある場合は、当該端数部分については、会社法に基づき金銭が交付されます。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とする予定とのことです。

なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に、自らが所有することとなる当社株式の全てを消却する予定です（当社の平成23年11月9日公表の「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成23年9月30日現在の当社の所有する自己株式数は0株です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主は、会社法その他関連法令の手續に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

本書は、本株式交換を承認する株主総会を開催する場合における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、上記手續については関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主による当社株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、公開買付者は、公開買付者を除く当社の株主が受け取る対価を決定するに際しての当社株式の評価（対価が金銭の場合は公開買付者を除く当社の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表される予定です。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの終了後に本株式交換により当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、当社普通株式は所定の手續を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、JASDAQにおいて取引することが出来なくなります。

（6）上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記「（5）上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け及びその後に予定されている株式交換により、当社株式は上場廃止となりますが、当社は、世界経済の先行きの不透明感が増し、当社の主力事業である精密射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを

増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、公開買付者の完全子会社となることによって、公開買付者の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、本公開買付けを含む本取引は、当社の発展に寄与するものであり、当社内部（役員、従業員）だけでなく当社のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、当社の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至りました。また、当社は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、公開買付者は、当社の株主の皆様を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有している当社の株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「2. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主であり、本公開買付けは、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成23年7月4日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本公開買付けを含む本取引における適合状況は、以下のとおりです。

公開買付者と当社は、上記「2. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けに関し、公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じておりますが、かかる対応は、「当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する」旨を内容とする当社の少数株主保護指針に適合するものであると考えております。

すなわち、当社は、公開買付者とは別個に、当社及び公開買付者のいずれからも独立した第三者算定期間であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングに対して、当社の株式価値の算定を依頼して株式価値算定書を取得し、当社及び公開買付者のいずれからも独立した第三者であるシティユーワ法律事務所を当社独自のリーガルアドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を得ております。また、当社は、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない者であって、当社の独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本公開買付けを含む本取引に係る当社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成23年11月9日付で、同氏より、本公開買付けを含む本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続きは公正であり、取得する当社株式に対する対価も公正であると認められ、かつ当社の企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする当社取締役会宛の意見書を取得しました。意見表明を決議する取締役会は当該意見書の取得後に行われ、当社取締役会は意見表明を行うにあたり、意見書の内容を最大限尊重しております。

以 上

(参考) 買付け等の概要 (別添)

公開買付者が本日公表した添付資料(「当社子会社である株式会社ソディックプラスチック普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。



平成23年11月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 克 英
(コ ー ド 番 号 6143 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 古 川 健 一
(TEL : 045 - 942 - 3111)

当社子会社である株式会社ソディックプラスチック普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ソディック（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成23年11月9日開催の取締役会において、株式会社ソディックプラスチック（コード番号：6401 大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年11月9日現在、対象者の普通株式20,444,000株（対象者が平成23年8月12日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成23年8月12日現在の発行済株式総数（31,758,000株）に対する所有株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下「持株比率」といいます。）：64.37%）を所有しており、対象者を連結子会社としておりますが、今般、対象者の完全子会社化を目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が既に所有している対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。）を本公開買付けによって取得することを決定いたしました。当社は、対象者を完全子会社化する方針であるため、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全て（但し、当社が既に所有している対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者を当社の完全子会社とするための一連の手続（詳細は下記「(4)

本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を行うことを予定しております。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定いたしません。

なお、対象者によれば、対象者は、世界経済の先行きの不透明感が増し、対象者の主力事業である射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、当社の完全子会社となることによって、当社の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本公開買付け、株式交換等の一連の取引（以下「本取引」といいます。）は、対象者の発展に寄与するものであり、対象者内部（役員、従業員）だけでなく対象者のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、対象者の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者によれば、上記取締役会では、当社取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除く対象者取締役全員が出席し、当該出席した対象者取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。また、当社取締役を兼任する保坂昭夫氏を除く対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2） 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当社及び連結子会社 28 社（対象者を含みます。）で構成されており、放電加工機・マシニングセンタ（多機能切削加工工作機械）等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、プラスチック成形品等の開発・製造・販売を行う精密金型・精密成形品事業、麺製造プラント・製麺機等の食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、リニアモータ応用製品・金型生産統合システム・セラミックス製品及びその制御機器等の開発・製造・販売を行う要素技術事業、放電加工機のリースや印刷物の制作等のその他の事業で構成されており、これらの事業が有機的

に結合・共生して事業の発展に寄与しております。

現在、当社グループは、「未来を創る」を事業コンセプトとして、CAD/CAMシステムによる製品の設計から、放電加工機・ハイスピードミーリングセンタ（リニアモータ駆動超精密小型マシニングセンタ）による金型や部品の加工、射出成形機やプレスセンタによる成形品にいたるまで、先進的な技術でお客様の「ものづくり」に関するあらゆる工程をサポートしております。このように、「ものづくり」をトータルでサポートすることで、各工程における最新情報やノウハウを蓄積でき、お客様の「ものづくり」における技術課題に対して、つねに最適なソリューション（解決策）をご提供できる体制を構築しております。

対象者は、精密射出成形機の開発・製造・販売を行う射出成形機事業を中心に、リニアモータやモーションコントローラ等のコアテクノロジーの開発・製造・販売を行うモーション関連事業、麺製造プラントやトレーサビリティシステム等食品環境応用機械の開発・製造・販売を行う食品機械関連事業を展開する当社の連結子会社であり、平成16年12月にJASDAQへの上場を果たし、従来の技術の枠にとらわれることなく、精密射出成形機とはいかにあるべきかを追求し、他社にはない独自の技術を確立して、お客様のご要望に応えることで、当社グループの中核的な企業として、当社と協力関係を保ちながら、独自の経営戦略に基づき企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今の対象者を含む当社グループを取り巻く経営環境は、円高の進行や世界経済の先行き不透明感の増大、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しており、この変化に対応するためには、当社グループ全体での経営戦略の策定と遂行、当社グループ内の経営資源の選択と集中等の諸施策を迅速に行うことにより当社グループの競争力を維持・強化する必要があります。また、対象者の主力事業である射出成形機事業においては、新興国市場の急成長と国内のお客様の海外シフトにより、市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域ごとのニーズに応じた新たな製品の提供や新規の販売網の構築の必要性が生じております。

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、当社と対象者は、平成23年9月頃から、上記の各課題を克服し、対象者の持続的な企業価値の向上及び将来の当社グループの成長をより確かなものにするための諸施策について、協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、当社が対象者を完全子会社化し、両社の連携をより一層強化することにより、(i) 対象者においては、下記①乃至③記載の製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を図ることができるほか、当社と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(ii) 当社においても、対象者が有するモーション関連事業のリニアモータやIPMモータに関する技術・ノウハウを当社の放電加工機やマシニングセンタ等の工作機械に柔軟に融合させることが可能となり、その結果、各種工作機械の開発を大きく加

速させることが期待でき、(iii)さらには、両社にとって、当社グループ各社（対象者を除きます。）と対象者の研究開発に関する人材や設備などのリソースを、より戦略的に配分することにより、新製品の開発コストの低減や生産性の向上を図ることが可能となる等、対象者を含む当社グループ内の経営資源の最適化を図ることができる等のシナジーがあるとの共通認識に至り、最終的には、平成 23 年 11 月 9 日、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付けを通じて当社が対象者を完全子会社化することが最善の方策であるという結論に至りました。

- ① 製造分野においては、対象者は現在、射出成形機、食品機械を主に国内において製造しておりますが、当社の放電加工機の製造工場である海外工場を有効活用することにより、製造コストの低減や、成長市場に近いメリットを活かして、市場ニーズに合った製品をすばやく提供することが可能になります。
- ② 販売分野においては、対象者は、アジア圏を中心に海外でも販売網を展開しつつも、日本国内を主な市場としておりますが、当社のもつ米国、欧州、アジア圏における広範な販売網の利用、また、当社が放電加工機関連事業で長年に渡り培ってきたブランド力や信用力を活用した総合的な事業展開が可能になります。
- ③ 研究開発分野においては、対象者は、当社が強みとする形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機、ナノ放電加工機など各種放電加工機の開発で培った基礎技術を対象者製品により柔軟に融合させることが可能となります。また、当社グループにおける重複分野の研究回避や予算配分の効率化によってコストの低減も期待できます。

当社及び対象者は、当社による対象者の完全子会社化により、対象者を含めた当社グループとして、更なる企業価値の向上を図り、世界中の「ものづくり」に貢献していく所存です。当社は、当社による対象者の完全子会社化後も、対象者を含めた当社グループ内における経営資源の最適化及びそれによる当社グループ全体の企業価値の最大化を目指し、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、その時々における最善の施策を検討・実施してまいります。なお、本公開買付け後の対象者経営陣の処遇も含めた詳細な施策については未定ですが、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、平成 23 年 11 月 9 日現在において対象者が当社の連結子会社であること等を勘案し、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年11月8日に株式価値算定書を取得いたしました。当社は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

山田FASは、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

(i) 市場株価平均法

平成23年11月8日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値、過去3ヶ月単純平均値、過去6ヶ月単純平均値（それぞれ、141円、152円、174円。小数点以下を四捨五入。）をもとに、1株当たりの株式価値を141円から174円と算定しております。

(ii) 類似会社比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を158円から192円と算定しております。

(iii) DCF法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を185円から224円と算定しております。

当社は、山田FASの算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり210円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり210円は、平成23年11月9日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値133円に対して57.89%（小数点

以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成23年10月11日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値141円(小数点以下を四捨五入)に対して48.94%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年8月9日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値152円(小数点以下を四捨五入)に対して38.16%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年5月9日から平成23年11月8日まで)のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値174円(小数点以下を四捨五入)に対して20.69%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング(以下「コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングからは平成23年11月7日付で、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。対象者がコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから取得した株式価値算定書では、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて分析しており、市場株価平均法では、算定基準日は平成23年11月7日とし、算定基準日までのJASDAQにおける平均株価(終値単純平均)を採用し、直近6ヶ月間(直近6ヶ月平均値174円)、3ヶ月間(直近3ヶ月平均値152円)、1ヶ月間(直近1ヶ月平均値141円)、5取引日(直近5取引日平均値141円)を元に算出し、141円から174円のレンジ、類似会社比較法では、対象者と業種・規模等が類似する上場会社の株価をモデルに見立てて、利益・純資産等の項目で比較することを通じて算出し、101円から129円のレンジ、DCF法では、対象者の事業計画に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算出し、166円から251円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。なお、対象者は、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

また、第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取

締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成 23 年 10 月 7 日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、対象者の独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本公開買付けを含む本取引に係る対象者による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成 23 年 11 月 9 日付で、同氏より、本公開買付けを含む本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続は公正であり、取得する対象者株式に対する対価も公正であると認められ、かつ対象者の企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする対象者取締役会宛の意見書を取得したとのことです。

⑤ 利害関係のない取締役及び監査役による承認

対象者によれば、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼任している古川利彦氏、鈴木正昭氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会を含む全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、監査役のうち、当社の取締役を兼任している保坂昭夫氏は、同様の観点から、当該取締役会には参加していないとのことです。上記取締役会では、当社取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除く対象者取締役全員が出席し、当該出席した対象者取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。また、当社取締役を兼任する保坂昭夫氏を除く対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、世界経済の先行きの不透明感が増し、対象者の主力事業である射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、当社の完全子会社となることによって、当社の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、

本公開買付けを含む本取引は、対象者の発展に寄与するものであり、対象者内部（役員、従業員）だけでなく対象者のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、対象者の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

⑥ 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有している対象者の株式及び対象者の自己株式を除きます。以下、本「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じとします。）の取得を目指した本公開買付けを実施することを予定しております。本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全てを取得し、平成 24 年 3 月を目処に対象者を当社の完全子会社とすることを企図しております。本株式交換においては、当社を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社株式を割当て交付することを予定しており、当社株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換として、当社における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項本

文に定める略式株式交換として、対象者における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、対象者と当社がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に対象者と当社が協議のうえで決定しますが、本株式交換により対象者の株主が交付を受ける対価（当社株式。但し、交付されるべき当社株式の数に1株未満の端数がある場合は、当該端数部分については、会社法に基づき金銭が交付されます。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とする予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に、自らが所有することとなる対象者株式の全てを消却する予定とのことです（対象者の平成23年11月9日公表の「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成23年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数は0株です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法その他関連法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

本プレスリリースは、本株式交換を承認する株主総会を開催する場合における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、上記手續については関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、当社を除く対象者の株主が受け取る対価を決定するに際しての対象者株式の評価（対価が金銭の場合は当社を除く対象者の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

（5） 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、平成23年11月9日現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は本公開買付けの終了後に本株式交換により対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は所定の手續を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、JASDAQにおいて取引することが出来なくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意等に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社ソディックプラスチック	
② 所在地	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 鈴木 正昭 代表取締役社長 藤川 操	
④ 事業内容	合成樹脂加工機械、工作機械及び関連機器の開発、製造、販売 食料品加工機械及び関連機器の開発、製造、販売	
⑤ 資本金	2,873,888千円	
⑥ 設立年月日	平成4年7月29日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年3月31日現在)	株式会社ソディック	64.37%
	鈴木 正昭	3.21%
	古川 利彦	3.15%
	ソディックプラスチック栄光持株会	2.39%
	大迫 健一	1.57%
	藤巻 繁	0.94%
	ソディックプラスチック従業員持株会	0.94%
	佐野 定男	0.63%
	市川 剛志	0.63%
	藤川 操	0.52%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	当社は、平成23年11月9日現在、対象者の普通株式20,444,000株(持株比率:64.37%)を保有しております。	
人的関係	対象者の取締役相談役である古川利彦氏、代表取締役会長鈴木正昭氏、監査役保坂昭夫氏が、当社の取締役を兼務しております。	

取引関係	当社は対象者へ射出成形機、食品機械用部材の供給および放電加工機の販売をしております。一方、対象者から当社へは放電加工機用部材およびリニアモータの販売をしております。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	平成23年11月9日（水曜日）
公開買付開始公告日	平成23年11月10日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成23年11月10日（木曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成23年11月10日（木曜日）から平成23年12月22日（木曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、210円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、山田FASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年11月8日に株式価値算定書を取得いたしました。当社は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

山田FASは、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定

を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

(i) 市場株価平均法

平成23年11月8日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値、過去3ヶ月単純平均値、過去6ヶ月単純平均値（それぞれ、141円、152円、174円。小数点以下を四捨五入。）をもとに、1株当たりの株式価値を141円から174円と算定しております。

(ii) 類似会社比較法

類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を158円から192円と算定しております。

(iii) DCF法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を185円から224円と算定しております。

当社は、山田FASの算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格を1株当たり210円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり210円は、平成23年11月9日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値133円に対して57.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年10月11日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値141円（小数点以下を四捨五入）に対して48.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年8月9日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して38.16%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年5月9日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値174円（小数点以下を四捨五入）に対して20.69%（小数点以下第三

位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る過程)

昨今の対象者を含む当社グループを取り巻く経営環境は、円高の進行や世界経済の先行き不透明感の増大、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しており、この変化に対応するためには、当社グループ全体での経営戦略の策定と遂行、当社グループ内の経営資源の選択と集中等の諸施策を迅速に行うことにより当社グループの競争力を維持・強化する必要があります。また、対象者の主力事業である射出成形機事業においては、新興国市場の急成長と国内のお客様の海外シフトにより、市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域ごとのニーズに応じた新たな製品の提供や新規の販売網の構築の必要性が生じております。

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、当社と対象者は、平成23年9月頃から、上記の各課題を克服し、対象者の持続的な企業価値の向上及び将来の当社グループの成長をより確かなものにするための諸施策について、協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、両社の連携をより一層強化することにより、(i)対象者においては製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を図ることができるほか、当社と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(ii)当社においても、各種工作機械の開発を大きく加速させることが期待でき、(iii)さらには、両社にとって、対象者を含む当社グループ内の経営資源の最適化を図ることができる等のシナジーがあるとの共通認識に至り、最終的には、平成23年11月9日、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付けを通じて当社が対象者を完全子会社化することが最善の方策であるという結論に至り、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、山田FASに対象者の株式価値の算定を依頼し、当社は平成23年11月8日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

山田FASは、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の価値算

定を行っており、各手法による対象者の1株あたりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価平均法	141円～174円
類似会社比較法	158円～192円
D C F法	185円～224円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、山田F A Sの算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり210円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(i) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、山田F A Sに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年11月8日に株式価値算定書を取得いたしました。当社は、山田F A Sから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

山田F A Sは、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

i) 市場株価平均法

平成23年11月8日を基準日として、J A S D A Qにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値、過去3ヶ月単純平均値、過去6ヶ月単純平均値(それぞれ、141円、152円、174円。小数点以下を四捨五入。)をもとに、1株当たりの株式価値を141円から174円と算定しております。

ii) 類似会社比較法

類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を158円から192円と算定しております。

iii) DCF法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を185円から224円と算定しております。

当社は、山田FASの算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格を1株当たり210円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり210円は、平成23年11月9日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値133円に対して57.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年10月11日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値141円（小数点以下を四捨五入）に対して48.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年8月9日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して38.16%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年5月9日から平成23年11月8日まで）のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値の単純平均値174円（小数点以下を四捨五入）に対して20.69%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(ii) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングからは平成23年11月7日付で、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。対象者がコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから取得した株式価値算定書では、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて分析しており、市場株価平均法では、算定基準日は平成23年11月7日とし、算定基準日までのJASDAQにおける平均株価（終値単純平均）を採用し、直近6ヶ月間（直近6ヶ月平均値174円）、3ヶ月間（直近3ヶ月平均値152円）、1ヶ月間（直近1ヶ月平均値

141 円)、5 取引日 (直近 5 取引日平均値 141 円) を元に算出し、141 円から 174 円のレンジ、類似会社比較法では、対象者と業種・規模等が類似する上場会社の株価をモデルに見立てて、利益・純資産等の項目で比較することを通じて算出し、101 円から 129 円のレンジ、DCF 法では、対象者の事業計画に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算出し、166 円から 251 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。なお、対象者は、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングから本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していないとのことです。

また、第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

(iv) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成 23 年 10 月 7 日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、対象者の独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本公開買付けを含む本取引に係る対象者による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成 23 年 11 月 9 日付で、同氏より、本公開買付けを含む本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続は公正であり、取得する対象者株式に対する対価も公正であると認められ、かつ対象者の企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする対象者取締役会宛の意見書を取得したとのことです。

(v) 利害関係のない取締役及び監査役による承認

対象者によれば、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼任している古川利彦氏、鈴木正昭氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会を含む

全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、監査役のうち、当社の取締役を兼任している保坂昭夫氏は、同様の観点から、当該取締役会には参加していないとのことです。

上記取締役会では、当社取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除く対象者取締役全員が出席し、当該出席した対象者取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。また、当社取締役を兼任する保坂昭夫氏を除く対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、世界経済の先行きの不透明感が増し、対象者の主力事業である射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、当社の完全子会社となることによって、当社の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、本公開買付けを含む本取引は、対象者の発展に寄与するものであり、対象者内部（役員、従業員）だけでなく対象者のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、対象者の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

(vi) 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社の算定機関である山田FASは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,314,000 (株)	—	—

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年8月12日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(31,758,000株)から平成23年11月9日現在公開買付者が所有する対象者株式の数(20,444,000株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	204,440個	(買付け等前における株券等所有割合 64.37%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	37,440個	(買付け等前における株券等所有割合 11.79%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	113,140個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	317,579個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(11,314,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(但し、特別関係者であ

る対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成23年8月12日提出の第20期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の数をもととして記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(31,758,000株)に係る議決権の数(317,580個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,375,940,000円

(注) 買付代金は、買付予定数(11,314,000株)に本公開買付け価格(210円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMBCフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

② 決済の開始日
平成23年12月30日(金曜日)

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、そ

の内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に、令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者の応募受付をした本店又は全国各支店に、「公開買付応募申込受付票」(お客様控)を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

(その他のSMB Cフレンド証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年11月10日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C フレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、
「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、世界経済の先行きの不透明感が増し、対象者の主力事業である射出成形機事業の業界全体を取り巻く環境もより一層厳しさを増しているなか、とりわけ現在の為替水準に対応するためには、生産、販売の両面における早急な海外展開が急務となるところ、当社の完全子会社となることによって、当社の海外工場や海外の販売網といった経営資源を今まで以上に有効活用することができ、また、迅速な経営施策・経営改革の実施や短期的な業績悪化による株価への影響等を意識しない柔軟で機動的な経営を行うことが可能となることから、本公開買付けを含む本取引は、対象者の発展に寄与するものであり、対象者内部（役員、従業員）だけでなく対象者のステークホルダーの皆様から理解を得られるものであり、対象者の企業価値の更なる向上を図ることができるとの結論に至ったとのこと。また、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのこと。

対象者によれば、上記取締役会では、当社取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除く対象者取締役全員が出席し、当該出席した対象者取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのこと。また、当社取締役を兼任する保坂昭夫氏を除く対象者監査役全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成24年3月期（第20期）第2四半期決算短信の公表

対象者は、平成23年11月9日に「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成24年3月期第2四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

決算年月	平成24年3月期 (第20期第2四半期)
売上高	6,716
売上原価	5,372
販売管理費及び一般管理費	1,130
営業外収益	30
営業外費用	118
四半期純利益	69

(ii) 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成24年3月期 (第20期第2四半期)
1株当たり四半期純利益	2円20銭
1株当たり配当額	3円00銭
1株当たり純資産額	149円47銭

対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成23年11月10日に、第20期第2四半期（自平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

② 「業績予想との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成23年11月9日に「平成24年3月期第2四半期累計期間（連結）業績予想との差異に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成24年3月期第2四

半期累計期間（連結）の業績予想と実績の差異及びその理由の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

<公表内容の概要>

(i) 平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間（連結）業績予想との差異（平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）

（金額の単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 四半期純利 益
前回予想 (A)	百万円 7,500	百万円 370	百万円 310	百万円 180	円銭 5.67
今回修正 (B)	6,716	213	124	69	2.20
増減額 (B - A)	△784	△157	△186	△111	—
増減率 (%)	△10.4	△42.4	△60	△61.7	—
(ご参考)前年第 2 四半 期実績 (平成 23 年 3 月期第 2 四半期)	7,557	391	290	328	10354.09

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

平成 22 年 10 月 1 日付けで普通株式 1 株につき普通株式 1,000 株の割合で株式分割を行っております。

(ii) 平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間（連結）業績との差異の理由

当第 2 四半期累計期間におきましては、射出成形機関連事業において、東日本大震災の影響による設備投資の遅れや海外市場での受注の落ち込みが予想以上に大きく、売上・利益ともに当初予想を大きく下回りました。

なお、平成 24 年 3 月期通期の業績予想につきましては、円高の影響による設備投資の動向は懸念されるものの、期後半にかけまして、射出成形機の売上げ回復が大きく見込まれ、期初の予想通りと致します。

以 上